

入院先の病院で不在者投票ができるようにしてほしい

「平成21年8月30日は、衆議院議員総選挙の投票日であったが、病院に入院しており、外出することができなかつたため、投票することができなかつた。病院で投票できるようにしてほしい。」との行政相談が、四国行政評価支局に寄せられました。

この申出について、当支局は、四国地域行政苦情救済推進会議（座長：土田哲也香川大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成22年5月25日、香川県選挙管理委員会に対し、あっせんしました。

【調査結果】

- 選挙の当日に疾病、負傷、妊娠、老衰等のため歩行が困難であると見込まれる選挙人は、都道府県選挙管理委員会が指定した病院（介護老人保健施設を含む。）で不在者投票を行うことができる（公職選挙法第49条第1項、公職選挙法施行令第55条第2項）。
- 不在者投票制度は、『当日投票所投票主義』の例外的な取扱いであり、不在者投票ができる施設については、適正な執行を確保するため、一定の基準に基づいて指定する必要がある。このため、総務省は、病院を指定する際の基準としては、概ね50床以上の病院を指定することとされたいとしている（昭和25年5月1日付け質疑集）。50床未満の病院については、不在者投票の適正な管理執行が確保できると判断されるものについては指定できるとしている（総務省自治行政局選挙部長通知）。
- 香川県選挙管理委員会は、病院からの申請に基づき現地調査等を行った上で指定しており、申請を促すような働きかけは行っていない。
- 香川県内には、50床以上の病院が124施設あり、このうち、100施設（80.6%）は指定されているが、24施設（19.4%）は指定されていない。40～49床の病院は16施設あり、このうち、指定病院は3施設（18.8%）であり、13施設（81.3%）は未指定となっている。

【あっせん】

香川県選挙管理委員会は、疾病等により病院に入院中の歩行困難者の選挙権行使の機会を確保する観点から、不在者投票について病院の理解と協力を得て、指定を進める必要がある。

【四国地域行政苦情救済推進会議】

苦情の処理に民間有識者の意見を反映させることにより、国民の視点に立った苦情解決を図ることを目的とする。

（構成員）

座長	土田 哲也	香川大学名誉教授
委員	飯田 豊彦	四国経済連合会常務理事
委員	泉川 誉夫	四国新聞社編集局長
委員	兼間 道子	日本ケアシステム協会会長
委員	中井 慶子	高松ユネスコクラブ会長

（問い合わせ先）

首席行政相談官室 二宮、船越

電話：087-831-9204

FAX：087-831-4510